

調達価格等算定委員会(第3回)

再生可能エネルギー固定価格買取制度  
について

平成24年3月19日

日本商工会議所

## 1. 現状認識

東日本大震災後、我が国は未だ、電力の安定供給を確保しておらず、さらに電力料金上昇の全国への波及が懸念されている状況にあり、電力の安定供給とコスト抑制が、現下の企業経営上の最優先課題となっている。

## 2. 再生可能エネルギーについて

再生可能エネルギーは、地球温暖化問題への対応、エネルギー安全保障等の観点から、推進していく必要がある。

しかし、高コストや出力の不安定さ、立地制約、技術的、経済的な実現可能性を踏まえて、現実的な導入目標を立てて推進していくべきである。太陽光、風力発電は出力が不安定であるため、火力発電のバックアップが必要であり、一定量以上の導入のためには、蓄電池の大量導入や送配電網の整備などが必要であることを踏まえる必要がある。

また、中長期を見据えた推進に向けては、高性能化、コスト低減、系統安定化等のための技術革新が最も重要である。

## 3. 再生可能エネルギー固定価格買取制度について

本制度は、電気料金に賦課することにより、経営の厳しい中小企業や低所得者を含め広く国民負担を伴うものであり、買取価格・期間の設定にあたっては、以下の視点を持って、慎重に検討し、負担者に対して十分な説明を行うべきである。

### (1) 総合的な負担の全体像、再生可能エネルギーの導入目標等が示されるべきである

国としての地球温暖化対策、エネルギー政策の全体像が定まっておらず、総合的な負担の全体像も、再生可能エネルギーの導入目標も定まっていない中で、国民負担だけが始まることに、需要家は不満を持っている。

法律上、再生可能エネルギーの導入目標や導入見込量に基づいて買取価格を定めることはされていないが、国民の負担に直結する買取価格の設定は、本制度における最も重要な事項であり、本来は、新たなエネルギー基本計画及び新たな地球温暖化対策の策定を受けて、買取価格・期間を設定することが適当である。

## (2) 国民、企業に過度な負担を生じさせないことを最重要視すべきである

東京電力管内では原発代替の火力発電の稼働増により燃料費負担が増加したため、電気料金の値上げが4月から実施されることとなっており、燃料費負担の増加は全国規模の問題となっている。さらに、原油等の燃料価格の上昇や輸入量の増加による電気料金の上昇要因に加えて、地球温暖化対策税や買取制度のサーチャージといった政策的な上昇要因が付加されつつある。

利益率の低い中小企業にとって一律に負担の増加となる電気料金の上昇は極めて厳しいものである。とりわけ、電力依存度の高い中小企業においては、企業の存続に直結するコストとなっている。

買取価格の設定にあたっては、国民、企業に過度な負担を生じさせないことを最重要視すべきである。

(参考)

○日商調査によれば電気料金の上昇について全業種の78.1%、製造業の83.7%がマイナスの影響ありと回答。特に製造業では92.3%が「**販売価格に転嫁できないため利益が減少**」と回答している(調査期間H23/9/30-10/7、回答数306社)

○制度開始10年目の負担総額を年間約4900億円、kwh当たり約0.5円とする本制度準備段階の政府試算では、一般的な中小規模の製造業では3~5%程度の値上げとなる。仮に3~5%程度の値上げであっても、販売価格に転嫁できず、約7割が赤字経営の中小企業にとっては、企業経営に重大な影響を及ぼす。

○東京電力の電力料金値上げ問題に関して、例えば川口商工会議所では、値上げ分の供託手続きまでを視野を入れて、値上げ分不払いの運動を展開し、値上げ幅の圧縮と情報公開を求めている。これに見られるように**電気料金の上昇は、中小企業に深刻な影響をもたらすものであり、また、値上げが避けられないとしても、十分な説明が必要である。**

### **(3) 負担の公平性**

経営の厳しい中小企業や低所得者も含め設備を設置できない需要家が、設備を設置できる者のためにサーチャージを負担する本制度においては、コスト負担が、特定の発電事業者の超過利潤となることのないよう、事業者の企業規模や利益率等に応じたきめ細かい買取価格の設定と見直し、国民に対する説明が必要である。

### **(4) コスト低減等のための技術革新の促進**

再生可能エネルギーの中長期を見据えた推進に向けては、コスト低減、高性能化等の技術革新が最も重要である。そのため、本制度においては、事業者の技術革新、最新技術の導入等を促す仕組みが必要である。また、本来必要な事業者の技術革新等の努力を阻害しないため、過度に高い買取価格を設定することは避ける必要がある。

### **(5) コスト低減のサーチャージへの反映**

本制度は市場原理を補うものとして導入されるものであり、技術革新や普及拡大によってコスト低減が図られた場合は速やかにサーチャージも低減されるよう運用されるべきである。

### **(6) 買取期間の設定**

本制度は市場原理を補うものとして導入されるものであり、再生可能エネルギーが、国民負担がなくても、市場原理の中で継続できるように促していくことが必要である。例えば、古くなった技術による非効率な設備が、国民負担によって長期間続くようなことは避ける必要がある。そのため、適切な期間設定と技術革新の進捗等を踏まえた適切な見直しが必要である。

## (7) 本制度の効果の検証

国民負担を伴う以上、本来必要な技術革新等の事業者の努力を促し、国内経済の活性化、競争力向上等に寄与する制度である必要がある。先行して制度を実施している諸外国では、メリットだけではなく、電気料金の過度な上昇や安価の輸入品の増大等のデメリットも指摘されていることを踏まえ、国民負担に見合う効果のある制度となるよう、慎重に検討し、また、適宜見直しを行っていく必要がある。

## (8) 賦課金の特例(軽減措置)について

賦課金の特例(軽減措置)について、電力依存度の高い一般的な中小製造業が対象となるよう設計する必要がある。

(参考)

賦課金の特例(軽減措置)については、原単位(電力購入量(kWh)/売上高(千円))が製造業については製造業平均の8倍を超える事業所が対象となっているが、中小企業に限定した業種単位では、最も原単位\*の高い「窯業(ようぎょう)・土石製品製造業」で製造業平均の約2.6倍程度、2番目の鉄鋼業では約1.7倍程度(工業統計データから試算)である。

\*ただし原単位は電力量(kWh)でなく電力料金で試算